

第9回統計基準部会 議事概要

1 日 時：平成22年2月4日（木） 15：00～16：10

2 場 所：総務省第二庁舎6階特別会議室

3 出席者：

（部 会 長） 山本 拓

（委 員） 井伊 雅子、椿 広計

（専 門 委 員） 宇南山 卓、菅野 雅明

（審議協力者） 総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、
日本銀行、東京都、埼玉県

（事 務 局） 内閣府：乾統計委員会担当室長
総務省：佐藤統計審査官ほか

4 議 題：

- (1) 「指数の基準時に関する統計基準」の設定について
- (2) その他

5 審議の概要：

- (1) 「指数の基準時に関する統計基準」の設定について

事務局から平成22年1月25日（月）の第30回統計委員会において諮問された「指数の基準時に関する統計基準」（案）の内容について説明を行った後、審議が行われ、当該案について原案どおり了承された。委員等の主な意見等は以下のとおり。

- 指数における基準時の0、5年について、諸外国でもこの間隔が一般的なのか。諸外国の例を教えてください。

→ 例えば、アメリカでは、1982-1984年を基準時としている。イギリスの消費者物価指数は、日本と同様2005年を基準時としている。

ご質問の主旨は、基準時というよりもウェイトの更新についての間隔と思うので、その観点から説明すると、アメリカは、2年ごとにウェイトを更新している。イギリスでは、ウェイトを毎年更新する連鎖型の指数であるCPIと、日本と同様ラスパイレズ型でウェイトを固定方式とするRPIの2種類の指数を作成している。

→ 日本の消費者物価指数は5年に1回基準時及びウェイトを更新している指数をメインの指数としているが、この公式指数とは別に参考系列として、ウェイトを毎年更新する連鎖指数を公表している。

- 公式指数であるラスパイレズ指数のほかに、連鎖指数を参考系列として併せて公表することは、利用者にとって利便性が向上することから望ましいことであるが、今後どちらを本系列とするか検討する必要がある、その際はユーザーの意見を踏まえ広く議論を行うべきである。連鎖指数をメインとすべきと考えている。
- 国内企業物価指数においては、参考系列として公表している連鎖指数をみると、連鎖指数において特有に発生するドリフトの問題が出てきており、価格指数の変動が上下に激しい場合には、連鎖指数が必ずしも実態を正しく表しているとは限らな

い可能性がある。

- 基準（案）においては消費者物価指数の中間年見直しは、どのように位置付けられるのか。

→ 消費者物価指数の中間年見直しは、ある一定の範囲ではウェイトを固定しており、下位のごく一部の品目変更という限定的なものであるため、「ウェイトの更新」とは見なされないと考えているので、基準案に反するものではない。

(2) 答申（案）について

事務局から、答申（案）について説明を行った後、審議が行われた。当該案について原案どおり了承され、2月22日（月）開催予定の統計委員会において、部会長から報告することとなった。委員等の主な意見等は以下のとおり。

- 理由における「総合性の確保」とは、どのような意味か。

→ 統計法の文言を利用したものであり、統計相互の比較可能性の確保を想定したものである。

- 「基準時を更新した場合の利便確保措置」というのは新指数と旧指数のリンクだけではなく、もっと広い意味を持つものではないのか。関連する情報の積極的な提供なども必要ではないか。

→ そのように考えており、基準の運用に当たっては、指数作成機関において、この点は配慮され、必要な情報の提供が行われるものと考えている。

(3) その他

委員等から各種指数に対する意見・要望があった。主な発言等は、以下のとおり。

なお、これらの内容に対して、部会長からは、各府省において今後の業務の参考にしてほしいとの発言があった。

- 消費者物価指数については、これまでどおり基準時を5年に一度更新するものを公式の指数とするのか、それとも連鎖指数の位置付けを今後重視していくのか。

→ 現在、基準改定作業を行っているところであり、現時点で何とも申し上げられない。ユーザーの声をお聞きして考えていきたい。方向性が固まった段階で情報提供を行いたいと考えている。

- 方向性が固まった際には、今後の検討経過等を含めて、速やかな情報開示をお願いしたい。

- 連鎖指数は理論的には極めて望ましい性質をもったものとされているが、作成に必要なデータの入手環境等の問題から、ウェイトの更新周期など、理論どおりに作成することは困難である。このため、実現可能な連鎖指数の研究を積み重ねる必要がある。

- 理論的には望ましいとされている連鎖指数について、鉱工業指数に連鎖指数を採用している諸外国の例もあることから、現在、連鎖指数導入の検討を行っているが、実務面では各種の課題がある。今後検討を進め、ユーザーのニーズも踏まえながら必要な情報発信を行っていきたいと考えている。

- 企業物価指数においては、固定ラスパイレス方式の指数に加えて連鎖指数を参考系

列として月次で公表しているが、このように固定ラスパイレス方式と連鎖方式の指数を両方公表しているのは管見の限りでは日本だけであり、情報提供という意味では進んでいるものと考えている。

以 上

<文責 総務省政策統括官付統計審査官室>